

農政改革特命チーム第14回会合

平成21年7月15日(水)

農 林 水 産 省

午後5時00分開会

針原チーム長 定刻となりました。ただいまから農政改革特命チーム第14回会合を開催いたします。

ご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は大泉委員が所用により欠席となっております。それから、内閣官房の大内委員が若干だけおくれるということでございます。

それから、今週、各府省の異動がございまして、一部の構成員も何人かが異動に変わったということでございます。

総務省の鈴木企画課長におかれましては、東海総合通信局長にご栄転されました。本日から後任の関企画課長に出席していただいております。

関総務省大臣官房企画課長 よろしくお願いたします。

針原チーム長 よろしくお願いたします。

また、経済産業省の石黒審議官が商務情報政策局長に、財務省の迫田主計局総務課長が大臣官房総合政策課長に、それぞれご栄転されております。引き続きメンバーとして参加していただいております。お礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。

本日でございますが、新しい発想の下に時間を要する作業が必要となる項目について、農水省から説明の準備が整いましたので、審議して参りたいと思います。議事次第にありますように、担い手の問題、所得の問題、自給率の問題、それぞれ説明を受けたいと思います。

さらに、前回からの引き続きでございますが、農山漁村、前回厳しいご指摘が出たかと思っております。それについて再度報告をしていただきたいと思います。今回、それぞれ独立した項目でございますので、説明事項ごとに区切って論議に入りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、米政策、水田農業政策に関するアンケート調査の結果が出ましたので、これについても説明を求めたいと思います。

なお、前回、大泉先生から農地法上の特定法人貸付制度に関してご質問がございましたが、担い手対策の中でこの点について触れていただきたいと思います。お待ちしております。

最後に、これまでの議論の成果という資料6でございますが、これにつきましては、最後に私から報告させていただきたいと思っております。

本日の会合は午後7時までを予定しております。盛りだくさんでございますが、ご協力

をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず担い手、いわゆる経営体の対策でございますが、経営局、今度新しく坂井審議官が就任されましたので、審議官から説明をお願いいたします。

坂井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） それでは、資料1でございますが、早速ですが、時間も限られておりますので、できる限り簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

私どもで今検討しております農業経営体の新たな育成強化対策、その検討状況、検討方向についてお話ししたいと思いますが、その前に「農業の担い手をめぐる現状」ということで、1ページから説明をさせていただきたいと思っております。

ちょっと字が小さくて恐縮ですが、いくつかの統計が出ております。主業農家数、これは農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している、そういったような要件を満たしている農家ですが、主業農家数が年々減少してきて、34.5万、こういったレベルにございます。他方、その下の真ん中ですけれども、認定農業者、集落営農、こういった担い手を育てていくということで、着実に数は増えてきておりますが、それぞれ24万、また、集落営農ですと一万数千というところまでできていますが、最近頭打ち的な傾向にあるといったような状況でございます。

また、一番下にございます所得規模別の販売農家数を見ていただきますと、500万円以上というところに黄色いカバーがしてあると思っておりますが、後ほど説明しますが、「農業構造の展望」の中で、今後育てていく効率的かつ安定的な農業経営として、他産業並みの所得が確保するというので、それを今ここで500万円以上という所得で見ているわけですが、まだ12万といった数でとどまっているという状況でございます。他方、後ほどまた若干関係したお話をさせていただきますが、所得が1,000万円以上というような経営体も2万9,000、こういった数になっているわけでございます。

次のページを開いていただきまして、「農業構造の展望」は平成17年に策定した基本計画と同時に、こういった望ましい姿を決めたわけでございますが、平成27年に、家族農業経営で33万から37万、これに法人経営、集落営農を加えた経営体が他産業並みの所得を確保して農業生産の大宗になっていくということで、四角の中にありますように、これらの経営体に農地の大体7割から8割程度を集約していこうと、そういったかなり大胆な構造変革を求めていこうということを目指しているところでございます。

右の表のところに、先ほどちょっと触れました、500万円以上の販売農家数の推移が出ております。残念ながら、14万5,000から12万2,000ということで減少傾向をたどっておりまして、こういったことを考えると、現行の支援策を講じていたのでは、構造展望で描いている望ましい農業構造の姿を実現することは困難ではないかと考えられるところがございます。

次に、3ページに参りまして、この構造展望を考える際に、農業従事者の方の高齢化が進んでいる中で、どこまで若返りを図れるか、若い農業者がどこまで入ってきているか、これが今後の農業の持続性を考えた場合に非常に重要なわけです。ここで一つ試算として、3ページの右を見ていただきますと、家族農業経営、目指す姿が33～37万、また、集落営農、法人経営、法人経営の場合は4万戸ぐらいの農家、経営体が参加しておりますので、そういったことも加味いたしますと、経営体のベースで40万から47万ぐらいが必要であろうというふうに考えております。40年程度現役で若い方が活躍するというふうに想定しますと、毎年大体1万2,000人の39歳以下の若い新規就農者が入ってくる必要があるという試算になります。

それに対して、現実を見ますと、右の下にありますように、新規就農青年、具体的には39歳以下ですが、最近増えてはきているんですが、1万人程度ということで、なかなか十分なレベルまでいっていないという状況でございます。ちなみに、雇用就農者、これは統計をとり始めたばかりですが、雇用就農者の方が6,500人から7,300人ということで増えております。実はこの雇用就農者の6割ぐらいは39歳以下の方ですし、また非農家の方が8割ぐらいということで、そういった点ではこの雇用就農、新しい血を入れる一つの入り口になっているわけですが、この点についてはまた後ほどお話しいたしますが、いずれにしても新規就農をさらに促進していくことが必要であるといった状況にあるわけでございます。

こういった状況の下で、参入、そして育て、そして支える、こういった仕組みをさらに充実・強化していくということで、4ページ以降でどのようなことを今検討しているかということをお話ししたいと思います。

まず、4ページ、「参入する」仕組みでございますが、ここでは、もう既に説明させていただきました「平成の農地改革」、こういったことで貸しやすく、借りやすい農地制度に変えていくかということで、これももうご案内のところだと思いますが、上にございますように、農地法の改正によって、貸借につきましては、農業生産法人以外の法人でも参

入が可能ということで、農業の担い手の多様化を図ることが実現することになった次第でございます。

この関連で、前回、大泉委員から、現在行われております農地リース事業、いわゆる特定法人貸付事業との関連でご意見がございました。現行のリース事業は農地法の改正とともに廃止されるわけですけれども、現行のリース事業では市町村と参入する企業が協定を締結して、市町村から農地が転貸されるわけですが、市町村が関連するというので、大泉委員からのご指摘で、例えば耕作放棄地化を防ぐような意味合いがあるのではないかと、あるいは、市町村が関与しているということで、市町村によって企業の参入が促進される面があるのではないかと、そういった点は今回の改正でどうなるかというお話がありました。

それにつきましては、今回、直接、市町村が関与せずに貸し借りは進めることができる、企業であっても直接農地を借りることができるようになるわけですが、これも何度かご説明したかもしれませんが、適正に利用しない場合には貸し借りの契約を解除する、そういった事項も含めて幾重にも有効利用を確保し、耕作放棄地化を防ぐための仕組みがこの農地法の改正の中に含まれております。また、市町村の関与も全くなくなるというわけではなく、農業生産法人以外の法人が借りる場合、その貸し借りの許可にあたっては市町村が意見を述べるということも可能ですし、もちろん市町村として、企業ですとか多様な経営体の参入を進めることはもちろん別途可能でございますので、そういった意味では、特段今回の改正において市町村との関係で懸念する要素はないのではないかとこのように考えている次第でございます。

資料の4ページに戻りまして、農地改革は、今後、全国、都道府県、現場の各段階で推進本部を作って、経済界、消費者団体ともパイプを作って、強力で推進をしていきたいと考えているところでございます。

また、参入の中で重要な新規就農につきまして、9ページで整理をしております。この点は補正予算におきましても相当程度強化をしております。非農家出身の方、農家の子弟などいろいろなケースに応じて、技術の習得等を行う、また、就農・独立への支援を行うということですが、特に雇用就農の促進ということで、昨今の雇用情勢も踏まえまして、農業法人などへ就職された場合、農業法人でのOJT研修に対して1カ月約10万円の助成を行い、この中で雇用保険、労災保険もカバーできます。また、住居手当等も1カ月3万円強出すといった形で、雇用就農は新たな可能性がある分野ですので、こういった取組への援助を抜本的に補正予算で強化しているところでございます。

また、「独立」というふうを書いてあるところがございますけれども、機械、施設に係る初期投資への助成ということで、2分の1の助成をしております。新規就農をされる方が新たに機械を買ったり施設を投資する、これは非常にハードルまたはリスクが高い部分ですので、2分の1の助成を新たに補正予算で手当てをすることにより、新規就農者の確保について、雇用という切り口も含めて、支援策を強化したところでございます。

それでは、5ページに戻っていただきまして、「育てる」仕組みでございます。に書いてございますように、これまでの経営対策は、どちらかというとな経営体の規模を拡大していく、経営改善をしていくということで、いわば均一的な経営体のイメージ、それぞれの経営体が創意工夫の下に規模拡大を図っていくことを一様にとらえていた面があったわけですが、こうした中で地域あるいは経営体によってかなり違いが出てきているという状況でございます。

認定農業者でも、右を見ていただきますと、3,000万円以上の戸数が平成12年時点で1万4,000戸から平成17年で2万1,000戸ということで、かなり増えてきております。経営体の規模が大きくなり、販売金額が大きくなると、販売に直接乗り出す、加工を行うといった展開がございます。

認定農業者の経営発展の例を見ていただきますと、いろいろな事例がございますが、直売をやったりして売上高が1億円を超え、そうすると、当然のように雇用従業員数も、場所によっては33人といったことで、相当程度の雇用を確保するということが、従来の経営、従来の範囲を超えたようなスーパー経営体ともいえるべきものが出てきている。そういった経営体では経営の高度化に伴って資本力の増強、これは従来よりもレベルが違うものが求められるといったような点がある。また、雇用を創出する、雇用労働によっているということで、例えば労災保険なり雇用保険といったものの加入もさらに徹底していく必要があるでしょうし、雇用分野でも今回のようなてこ入れがやはり必要であるといった状況になってきているのではないかとございまして。

他方、6ページをご覧くださいと、このような従来のレベルにおさまらない、伸びていくスーパー的な経営体がある一方、地域、特に中山間地域においては収入の増大を図るといったようなことまではなかなか手が回らず、当面の農業生産、あるいは、農地の保全といった点が重要になっていく。農地を守っていく、農業を守っていく、そういった守り手の役割が重要になっていくといった面もございまして。

集落営農は全国で約1万3,000組織ございますが、この表にございますように、組織運営

の目的という、ちょっと小さい字で書いてあるところ、左側が地域の農地の維持管理、右側が所得を上げていく、そういった目的が整理されておりますが、特に近畿とか中国は、地域の維持管理、農地の維持管理というところが大宗になっている、そういった状況が見てとれるわけでございます。こういった組織の経営が成り立ちませんと、地域の農地が失われる、地域のコミュニティが失われる、そういったことになるおそれが高いわけでございます。既に特定農業法人ということで地域の農地を引き受ける、地域農地の守り手といったような仕組みがあるわけですが、この特定農業法人の設立・参入の円滑化をさらに図っていく、あるいは、経営基盤を強化していくといったことが必要になってきている状況でございます。

最後に、6ページの(3)の「支える」仕組みということですが、これは経営安定対策、金融、災害対策などを講じていくということでございます。特に金融対策につきましては、10ページを開いていただきまして、さらに発展していく経営体もあれば、地域を守っていく経営体、また、一般的な経営体もでございます。それぞれのニーズにどういうふうに対応していくかということで、整理をさせていただきました。

農業法人、規模が大きくなっていく中で、これは借地が中心ですので、もともと農地の担保能力は低いのですが、経営の規模が広がっても担保能力がなかなか担保できない。そういった中で銀行とか信金、農協関係以外のところからお金を借りる、こういった事例も出てきているわけですが、まだまだ農業信用保証保険制度の中に銀行や信金がうまく位置付けられておりません。協定を結ぶことなどによって、農業信用保証保険制度の対象になるわけですが、地域によっては進んでいない部分もでございます。こういった点での改善が必要ではないかと考えております。

また、家族農業経営につきましては、こういった厳しい情勢の中でより有利な資金が必要な状況になっております。そういった中で、右の欄に書いてございますが、無利子資金である農業改良資金、これは都道府県が貸付業務を行っている、無利子ということで非常に有利な資金なんです、行政改革が進む中で都道府県が貸付業務、特に取立等の業務をやっているといたことで、なかなか融資が円滑に進まないといった状況がございます。そういった点も貸付プロセスの改善といった形で対応していく必要があるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

7ページは、今申し上げましたような話を少し網羅的に整理したものでございますので割愛させていただきます。

最後に、8ページでございますが、今申し上げましたような、今後の多様な担い手の育成・確保、農地法の改正で農業の担い手の多様化を図る契機となっております。そういった中で、経営を高度化させる農業法人に対しては、労働力の確保・育成、資本力の増強が必要であったり、従来の経営体、認定農業者、集落営農組織につきましては、経営所得対策ですとか、経営改善のサポートが必要で、また、地域の守り手、地域農業を守っていくといった地域では特定農業法人についててこ入れが必要、こういったような多様な担い手に対応した、多様な対応方法が必要になってきているという認識で現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

私の方から少し補足させていただきますと、このチームの議論を始めた際に、閣僚だけではなくて、経済財政諮問会議の民間議員のインストラクションも出ています。その中には農業経営体支援の総合化、経営に関する施策の体系化、法人化の推進というのがございました。また、農地改革の早期かつ着実な実行という項目もございました。このチームが議論を開始した2月の時点は、「平成の農地改革」法案の形がまだ見えない状態でございますし、経済対策もそのころまだ議論されておりませんで、補正予算で相当なてこ入れをしたわけですが、その姿も全く見えないという状況の中だったわけでございます。

そこで、現在は農地改革法案が成立し、説明は省略されましたが、7ページのようにかなりのところが補正予算でも手当され、ただ、穴がまだ空いている、要は最初の指令である支援の総合化というところまでまだいっていない部分を、金融なり、それから、多様な担い手の育成、分解して、それぞれにフィットした政策を講じる、あるいは、このチームの議論で金融について、間接金融が主だったのが直接金融も入れなければいけない、金融調達の手法も多様化するという、大体こういう流れでこの議論が経過、進んだわけでございます。

今日は、私どものチームに与えられた任務が今の発表で大体尽きているかどうかという点も含めて、それ以外でも結構でございますので、ぜひご指摘をいただければと思います。どなたからでもお願いいたします。

それでは、鈴木先生、お願いします。

鈴木委員 ただいまご説明いただいた中では、「支える仕組み」の経営安定対策のところについては、やや簡単にお話しいただいたように思うんですが、これまで、何度も申し

上げてきましたし、ここでの現場の皆さんに来ていただいてお話を聞いたときも、それから、いろいろな形で現場に出向いてお話を聞いているときにも、現状の経営安定対策に対する評価というのがいろいろあるということは間違いないと思います。

それで、収入減少影響緩和対策については、所得の下げ止まりがないということで、これによってかなり大規模な経営で相当努力しても所得が確保できないという声は相当全国的に広まっております。これは事実だと思います。それから、麦・大豆への固定支払いについては、生産を刺激しない政策として入れざるを得なかったものが、規模拡大をして増産を促すために入れなければいけないという形で、いろいろな矛盾を生じているというのも、これも相当な声があるのも事実かと思えます。

そういう点についてどういうふうに答えるのか。「支える」仕組みの部分で、現状の今の政策を検証して、どんなふうに拡充するのか。ここにそういう表現は出ていますが、もう少し具体的な方向性が見えないと、現場としては非常につらいのではないかと思います。単純化しますと、政府の役割というのは、分かりやすく安定的な最低限のセーフティネットを提供して、その上であとは自己責任で努力して下さいと、そこは創意工夫、自由にできる環境を提供すると、そういう分かりやすい体系がある意味理想なのではないかと思うんです。そういう意味からも、どういう水準で支えるのかということができる限り明確にしていかないと、自由に創意工夫してやって下さいという話もできないので、いかに最低限の支えをどの程度の水準で用意するということが国としての方向性なのかというのを、もうちょっと分かるようにしていただけないかということです。

農水省さんの方ではアンケート調査で、収入減少影響緩和対策とか固定支払いについては、7割以上の生産者の皆さんが「大変役に立っている」という評価をされているというふうなアンケート調査を紹介されておりますが、そういう側面ももちろんあるんでしょうけれども、現場の皆さんの声というのはそれとはむしろ逆の側面を強調される方々もいて。実際にあるところを出していただいたアンケート調査では、ちょうど逆の結果で、7割の方々が「これでは不十分である」というふうな結果にもなっております。アンケート調査もいろいろな形でいろいろな結果が出るとは思いますけれども、アンケート調査だけを基に、これで評価されているであるから大丈夫だということもなかなか言えないと思いますので、そのあたりも含めてぜひさらにご検討いただければありがたいと思います。

針原チーム長 そのほか。では、中村先生。

中村委員 ご説明が、参入を促す、それから、育てる、それから、支えるというふうに

整理されて、非常に分かりやすく整理されていると思います。ですから、先ほどチーム長がおっしゃったように、この範囲の中でさらに何かつけ加えることがあるかとか、一応これをもって考え方としてはまとめることができるかという問いに対しては、これは過不足なくまとまっているというふうに思います。

ただ、私いつも感じていることは、担い手を育てるにしても、参入することを促すにしても、農業によってどれだけの収益があるかということをもとにその人たちが考えるだろうと思うので、周辺のいろいろな制度を整備することはもちろん必要ですけれども、農業が、それによって収入が上がって非常におもしろいと、やりがいがあるということ、多くの人が感じるような雰囲気というか、土壌というものが基礎として一番必要なのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、先ほどご説明いただいた中でいわゆる雇用就農ですけれども、雇用就農は確かに今非常に脚光を浴びていていい形だと思うんですけれども、雇用就農もいろいろな実情、現場ではいろいろな実情があって、それから、就農した人あるいは迎え入れた人に悩みが結構あるんですね。ですから、だんだん数が増えていったときに、その実態というか、どういうふうになっているのか、現実はどうなんだということを、就農の条件とか、そこに参入してもらった人の意向とか、あるいは、実際に働いている人の考え方とか、そういうものをきちんと整理しておく必要があるのではないかな。これから先、可能性の多い分野だと思いますので、その辺をきちんと一度確認をしておく作業が必要なのではないかなというふうに思います。

針原チーム長 そのほかどうですか。では、迫田さん。

迫田財務省大臣官房総合政策課長 2ページにあります、平成17年に策定された「農業構造の展望」という話は、私も若干かかわっていた当時の話なんですけど、1ページ目に「現行の支援策を講じていたのではこれは不利だ」というふうに、あっさり切って捨てられているので、非常にさびしい思いをしております。この「農業構造の展望」を作ったときには、これに向けてどういうふうな支援策が必要なのかと、当然、農水省の方で議論をして、必要なものは措置をしてということでスタートしていたと私は思っているわけですが、そう年を経ずして「これはもう無理です」と言われると非常にさびしい思いがするということです。

それを建設的な方向に考えるとすれば、現行の支援策は何が足りなかったという話について、きちっと検証していただく必要があるということなんだろうと思うんですね。4ペ

ージ以降で整理をしておられるように、「参入する」仕組みとか、「育てる」仕組み、「支える」仕組みというふうなことで整理をして、切り口を作っていくとこういう整理になるんだろうと思いますし、そのこと自体について反論はありませんけれども、よくよく今までの支援策で何が足りなかったのかというあたりをきちっと整理をした上で、その反映としてこういう新たな切り口で臨む施策の具体化ということが、本当に効果的なものになるのかどうかということをよく検証していくということが、これからの作業で必要になるのではないかとこのことをちょっと申し上げておきたいと思います。

針原チーム長 以上の点、非常に根本的な問題でございます。経営安定対策については、現場のヒアリングをやったときも、農家から叫びに近いような悲痛な声が聞かれたわけでございますが。

農水省から以上の点について何か説明、追加すべきことがあればお願いします。

坂井大臣官房政策評価審議官（兼経営局） 十分なお答えにはならないかもしれませんが、けれども、まず鈴木先生のご指摘の点について。今回の資料、担い手対策ということで、確かに経営所得安定対策につきましては、スペースを使ってないんですが、これは今回の資料が新しい事項、これまでの対策で抜けている、あるいは、情勢の変化に応じて新たな対応が必要になってくる、そういった分野を中心にまとめておりますので、そういった意味で新しい芽を出していく、検討に必要な事項を中心にまとめていくということでございます。経営所得安定対策の重要性が低いので、このスペースが少ないということでは決してありませんので、その点はぜひご理解いただきたいと思います。

まさにここに書いてあることに尽きるわけですがけれども、よく検証して、制度について必要であれば見直しをしていく、いずれにしても単価の見直し等は行っていくタイミングにもきております。ご指摘のようにアンケート調査の結果だけで善し悪しということでは決してないと思います。他方、所得の下げ止まりがないというような仕組みにすると、かなり抜本的に対策の目的が変わってくる面があるかと思っておりますので、そういった点も含めてよく検証して、よく議論をさせていただきたいと考えているわけでございます。いずれにしても、経営所得安定対策について、既に制度ができ上がっておりますので、今回説明した新たな対策でどういったことを目指そうかという議論とは、かなり段階が違うと思っておりますので、そういったことを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

それから、2点目の中村委員のご指摘ですが、まさに雇用就農は農林水産行政の中でも新しい分野です。例えばオン・ザ・ジョブ・トレーニングといっても、それぞれの法人で

オン・ザ・ジョブ・トレーニングをする能力も違うでしょうし、いいところに行っていスキルを身につけることができれば幸運ですけれども、そうじゃない場合には、雇用就農といってもその後の展開ができない可能性もございます。今後、受け入れる法人のOJTの能力を上げていくようなことも必要かもしれません。また、雇用就農で法人に入っても、独立して担い手になるのか、あるいは、法人で担い手になるのか、あるいは、法人で必要とされる雇用労働力にとどまるのか、これはいろいろなパターンがあると思います。この辺もそれぞれニーズがありますので、今回、補助事業をかなり大々的に仕組んでいますので、そういったことを通じてよく実態を把握していい方向に持っていきたいと思います。

最後に、迫田委員のお話ですが、よく検証して建設的な方向で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

針原チーム長 時間もありますので、この問題、全体的に最後にまた振り返ることにはしたいと思います。特に経営安定対策の問題については、このチームの今日の議論でどこまでいくか、それから、今後どこまでの射程でやるかという、まさにこのチームの進め方自体の問題になっているわけで、農政改革というのは、経営安定対策のあり方そのものも議論の対象になり得るわけでございますので、それにつきましては、最後に今後の進め方も含めて議論をさせていただければと思います。

そういう前提を置きまして、次の議題に進みたいと思います。次は農業所得の増大についてということでございます。

生産局の小栗審議官から説明をお願いいたします。

小栗大臣官房審議官（兼生産局） 私から、農業所得の増大について、資料2に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、めくっていただきたいと思いますが、先ほど中村委員からもありましたように、収益がないという中で、農業所得がこのように十何年間かで半減してきたというのがまさに事実であるわけでございます。農業所得を何とか増大させる取組をやっていかなければならないわけでございますが、基本は消費者なり実需者に選択される、支持される農産物を作るということでございますし、そのニーズに応じたという意味では、高付加価値化であるとか、あるいは、加工・業務用といった新たな拡大部門に強化して取り組んでいくということが基本であると思っております。

その際には、それを受ける者としては担い手、あるいは、もう少し広い意味で、私ども

は「産地」と言っておりますけれども、産地の育成、そういったことに取り組んでいくことで、供給面でもいろいろな策について、全般的にいろいろな観点から戦略的に取り組んでいくことが大事だと思っております。いわば施策を統合的に戦略的に推進していくための検討といったことも必要でございます。また、所得の増大のための目標のあり方、あるいは、取組の達成の状況の評価方法、そういったことも検討していく必要があるのではないかと思っております。

右側の上をご覧ください。「農業所得の増大に向けた取組方向」ということで、従来から議論がありましたように、所得というのは $P \times Q - C$ であるということになるわけでございますけれども、特に付加価値の向上という意味では、加工等の付加価値を向上していく。これにより所得を向上していくということで、 $P \times Q - C$ にプラス、ここでは V としておりますけれども、そういったもので何とか稼いでいくというのが大きな眼目になるのではないかと思っております。

それから、右下でございます。後ほどまた食料自給率目標との関係で議論があらうかと思いますが、所得を増大する観点から付加価値を追及するとなりますと、野菜とか果物とか、あるいは畜産物に取り組む、一方で、カロリーベースの自給率に対する寄与という意味では、野菜とか果物は寄与する部分が少ない、場合によってはそれを追及していけばトータルの自給率が下がってしまう可能性があるということも留意していく必要があるのではないかと思っております。

以下、2ページ以降、少し項目的に整理をしておりますが、2ページの上段は、先ほど申し上げましたように、所得増大に不可欠なのは何といたっても販売・加工の取組ではないかということで、農業・食料関連産業が産み出す付加価値のうち相当程度が川下にとられているという中において、農業サイドが販売・加工に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

2番にありますように、そのこと自体がまさに消費者ニーズへの対応でございます。消費者ニーズの多様化や食の外部化が進展しているということは、まさに消費者の求める付加価値というものが加工やサービスにどんどんシフトしているわけでございますので、そういったものにいかにチャレンジしていくかということが大事な視点だと思っております。

その際に、3の産地の戦略的取組でございます。ここで言いたいのは、所得向上のための取組、例えば生産体制の最適化であるとか、販売チャネルの多様化とか、価格交渉力の強化、あるいは、新商品の開発とか、いろいろな意味で農産物を商品として販売する力、

販売企画力といったものが農業者側に求められているのではないかとということでございます。この販売企画力を発揮するためには、当然、担い手とか個別経営体の能力向上ということが大事でございますけれども、それには限界があるとうことで、農業者が一定のまとまりで組織をした取組として、生産・出荷の地域的な単位であります産地が生産・販売に関する戦略を持ってもらって、取組が強化されるようなサポートが特に重要になるのではないかとということでございます。

めくっていただきまして、次のページ以降は各項目ごとに切り分けて項目を並べているわけでございます。まず、4番で（P）（Q）（C）ということで切り分けております。共通事項で言えば、産地の戦略的取組、その下には、経営資源の最適配分ということで、まさに戦略というのは、その地域にある労働力なり資本、あるいは、水とか気象条件とかもあろうかと思いますが、そういったものをいかに最適配分をしていくかということでございます。そのためには市場志向の研究開発、次のページにいきますと、技術的な防疫措置といった問題もございます。

また、共通的な事項で分かりやすいものでは、地産地消の推進として、作ったものを身近で自分たちで売っていくところから始めるのが一番ではないか。農産物直売所等を既に展開しておりますが、そのネットワーク化や大都市への進出といった取組が、顔の見える新鮮な農産物を望むという消費者からのニーズにも応えていく取組ではないかと考えております。

それと並行いたしまして、農産物流通全体の効率化、あるいは、その下の農協事業の改革。これはまた大泉先生なり鈴木先生も入っていただきまして、「農協の新事業像の構築に関する研究会」等もなされておりますが、そういった中で、農協の販売力の強化、あるいは、生産資材のコスト縮減といったことについても検討していく必要があると思っております。

2点目の価格関係につきまして、需要を起点とした生産ということで、需要に応じた量なり品種・品目・農法、ここでは有機農業等も例示をしておりますが、そういった需要に応じた供給にいかにかん換をしていくかということでございます。めくっていただきまして、5ページになりますと、農業ビジネスの垂直展開、あるいは、価格交渉力の強化等も書いております。下の方のブランド化の推進については、既に地域団体商標等もかなり出回っておりますけれども、さらに地理的表示といった一歩進んだ形での取組の検討も進めていかなければいけないと思っております。

以下、右の6ページが販売量でございます。これはいかに販売量を向上するかということであり、国民運動の展開、加工・業務用への対応、さらには、輸出であるとか、新たな市場の開拓として、現在、「水田フル活用」で取り組んでおりますような米粉、エサ米等への取組がございます。また、一番下でございますが、非食用・高収益性の農産物マーケットの拡大ということで、カロリーベースの自給率という観点では全く対象になりませんが、農業部門では花きが相当収益性が高いことから、全体の所得向上のための取組としては重要ではないかと考えております。

次のページがコストの縮減です。これも従来から申し上げておりますような、作業規模の拡大、新技術の導入によるもの、あるいは、産地の基幹施設のうち、近年、利用の変化等により、利用率が低下してきているものにつきましては、再編整備といったことも今後必要になるのではないかと考えております。

以下、生産資材のコスト低減という意味では、生産資材の製造段階での低コスト化、さらには流通段階での低コスト化、さらにはもともとの低価格機材の開発という部分もございますし、また利用段階での効率的な利用ということに、さまざまな面から取り組んでいく必要があると考えております。

以上、共通的な項目をご説明いたしました。あと、8ページ以降、横長のページで主要品目ごとの整理をしておりますので、何点かご説明だけしておきたいと思っております。

まず、10ページでございますが、米につきましては、先ほど申し上げましたような、米粉とか飼料用米の新規需要米の取組をはじめといたしまして、作業規模の拡大によって、ある程度集積するとか、技術面でも直播栽培であるとか、そういった形で集積や体系に応じた技術の導入といったものが特に大事だと思っております。

また、園芸作物、特に施設園芸につきましては、いわば装置産業でございますので、他産業の技術を導入したような、ユニット工法等による低コスト化、さらに究極的に進めていけば、最近話題になっております植物工場みたいなものにつきましても、これは適用範囲がある程度限られるかと思っておりますけれども、一部の技術については大いに進めていきたいと考えているところでございます。

以下、11ページ、野菜につきましては、何度も申し上げておりますような加工・業務用への対応が重要でございますが、その際にまた指定野菜産地制度につきましても、従来の重要野菜の大産地向けの対応から、機動的な品目転換とか、多品目生産に向けた制度のあり方の検討が必要なのではないかと考えております。

また、果実につきましては、若干嗜好品的なものでございますので、マーケットに基づきまして、いかに食べやすい果物を、しかも、年間安定的に供給するかということが大事だと思っております。そういった意味で、今後も優良品種や品目の導入や転換といったことが中心的な取組課題だと思っております。

次の花きにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、農業生産の中で約6%ぐらいのウエートを占めております。若い担い手も多く育っておりますので、花きについて国産の花の特徴を生かした形での競争力といったものが大事だと思っております。

以下、畜産物でございますが、共通的には家畜の能力とか、飼料効率をいかによくなるかというのが共通的な課題でございます。

以下、12ページ以降は、品目別に言いますと、例えば牛乳・乳製品では、今後拡大が見込めるチーズなどへの対応。あるいは、肉用牛では、国産の評価は高うございますので、一層のブランド化の推進。豚につきましては、なかなかブランド化等難しい面がございますけれども、近年、エコフィードということで、循環型の飼料供給が注目されて、それなりに評価もされてきているということで、そういったことに取り組んでいきたいということでございます。

めくっていただきまして、下の方の土地利用型作物であります麦類などにつきましても、今までの日本めん用の需要から、新たなパンとか中華めん用といった新たな用途に向けた取組を進めていきたいということでございます。

大体以上でございますので、そのあと、15ページ、16ページは、今まで申し上げましたようなことを、新たな取組として重点的に検討しているような施策を、この2ページで再整理をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

とりあえず説明は以上でございます。

針原チーム長 この分野は、最初の農林水産省のプレゼンテーションでは、所得に着目したプレゼンテーションは行われなかったんですが、議論、特に現場の意見を聞くうちに、農業所得に光を当てるということがこのチームで問題になって、その結果このような戦略的なペーパーができました。そういう目的を持って新しい施策が15ページ、16ページで生まれてくるきっかけにもなったわけでございます。

これにつきましてご意見があればお願いいたします。

大内内閣官房内閣参事官 ちょっとお伺いしたいんですけども、2ページの3番の産地の戦略的取組、今、針原チーム長からのお話でありますように、ここが一つの軸となっ

て全体を、所得の増大に向けた戦略的な取組ということで行くんですけども、その中で下の3行で、ご説明におきましても、「産地の生産・販売戦略を持っていただくことが重要である、サポートも含めて支援の強化を図っていく」ということが明記されているんですが、この「産地」というのは一体何を想定していらっしゃるのか。

従来どおりの生産者団体を想定しているような書きぶりが後ろにいくつか出て参ります。また、個人の取組を助長していく、それが産地としてお考えなのか。あそこは、私の思いと言いますか、ヒアリングなどで必ずしも生産者団体が産地としての取組として適切なかどうかという疑問も示された方もいらっしゃったと思っております。また、これまでいろいろヒアリングをさせていただいた団体の方々、または個人として取り組まれていただくの方々、皆様がそれぞれものすごく戦略的な取組をしていらっしゃったという思いもございます。ですから、ここの3行に書いてあることというのは、これまでのヒアリングをすごく象徴して集約されているんですが、ここの部分についてのイメージをもう少し明確に、お話を説明していただいた方がいいと思うんですが。

針原チーム長 ほかにございますか。鈴木先生。

鈴木委員 これがどうしても必要だということではないんですが、農業の取り分は半減していると。だけれども、例えば特に小売の取り分というのはあまり減っていないと。それで、農家や農協は一生懸命中抜きをして、小売と直接に結びつこうとして、取り分も増そうとしたんですが、逆に直に結びつくことで買ったたかれて、結局取り分が増えてないというような状況があるのではないかと。そうでなかったら、いろいろ努力して取り分を増そうとしてきたんですから、こんなに半減するわけではないんじゃないかと。そういうことを考えると、小売のマーケットパワーに対してどう対応するかというのは重要なんですけども、小売のマーケットパワーそのものに問題があるのではないかという点について、例えば政策的に何らかの対応ができないかというような視点もありはしないかというのが感想です。難しいことですが、ちょっと感じている点です。

針原チーム長 そのほか。中村先生、どうぞ。

中村委員 全体として別に異論を挟むようなことはございません、よくまとまっていると思います。ただ、最近の、特にこの2ページの2.の販売・加工等の取組を通じた消費者ニーズへの対応と書いてありますけれども、消費者ニーズって一体何なんだろうかということですね。この報告書になるのか中間取りまとめになるか分かりませんが、それを出すときの世の中の環境というものを少し考えた方がいいのではないかというふうに思うん

ですね。

というのは、今は、本当に消費者ニーズは、全部とは言えないかもしれませんが、低価格志向でございまして、とにかく安いものがないと。ですから、一時、中国産の食材は敬遠するといった空気があったと思いますが、今はもうそんな空気はほとんどどこかに消し飛んでしまって、とにかく安いものを求めるという中で、例えばますます日本の国内の生産者の所得というのは恐らく減っていくんだろうと思うんですね。そこは一体どうなんだろうかということをし、問題意識として持っていた方がいいのではないかなというふうに思うんですね。

それからもう一つは、1ページ目の表にあるように、農業所得がずっと推移して下がってきたというのは、この何年かの中に日本の国産食材が海外の安い食材に対する対応が遅れたせい、それだけではないと思いますが、そういう要因があると思うので、そこを一つこれまでの総括として知っておく方がいいのではないかなという気がいたしました。

以上です。感想めいたところですけども。

針原チーム長 そのほかどうでございますか。

それでは、何かつけ加えることがあればお願いします。

小栗大臣官房審議官（兼生産局） 産地のイメージ、これは場所場所によってさまざまと思っております。例えば北海道などであれば、農協がうまく戦略を描いて、加工までやっているというようなところもありますし。地域によって、農協は米の取扱いだけやって、あとはやらないようなところでは、核となる生産法人を中心に営農も切り開き、また、そこで加工などもやっているという場合もあるかと思います。

もう一つは、生産サイドだけでなく、商取引を通じた上で加工業者なり流通関係者等も入った形で、完全に産地だけではないかもしれませんが、いわゆる中間事業者も入った形の経営体的なものも場合によってはあるのかもしれません。ここで申し上げたいのは、うまくいっているところだけがうまくいけばいいということでは全体の底上げをできませんので、放っておいてもうまくいけるところではない地域では、場合によっては行政とか普及が支援をするとか、あるいは、経営感覚のある人を連れてくるとか、いろいろな形で、その地域に合った戦略をそれぞれが持っている必要があると思っております。

また、鈴木先生からございました小売の取り分の件。小売の価格形成力と言いますか、これに対抗していくのはなかなか難しいものだと思っております。確かに優良な産地はそれに対抗してそれなりに高く売り込むといったこともできるかもしれませんが、そ

れ以外の産地はますます買いたたかれるということもございますので、農業全体としてどういった形で小売りの力に対抗していくのかというのは、私どももなかなか苦慮する部分ではないかと思っております。

それから、中村先生がおっしゃったように、確かに低価格志向の中で、仮に農業サイドが加工とか販売分野に出ていっても低価格化に巻き込まれてしまう部分もございます。例えば、加工品というのは、生だからこそ高く売れるけれども、加工にしたとたんに貯蔵性がぐんと上がって、スーパーの特売のネタに使われてしまうとか、逆に買いたたかれる部分もあるわけでございますので、そこはさまざまなケースがあると思っております。そうはいっても、少なくとも海外からの輸入品が増えているというのは、安いものにマッチした形で入ってきたということでございますので、そこにできる限りのことは対応していかなければいけないと思っております。

また、消費者ニーズには、安全・安心的な部分も当然あるわけでございます。身近なよく素性の分かった農産物を食べたいという、ごく自然な要求もあるわけでありますので、いかにそういうところに訴えていく取組も併せて取り組んでいきたいと思っております。

針原チーム長 今、項目を2つやったところで1時間かかっておりまして、これは3時間コースになるということをご心配しております。幸せのために審議を急ぎたいと思います。

1つ、産地とは何かというのは、多様なところもあるということですが、今、普及なり行政という言葉もありましたが、他方で、先ほど経営局からの担い手不足地域については特定農業法人というものをうまく使っていきたいんだというご指摘もありました。それから、今日もやりますが、前回もやりましたけれども、地域マネジメント法人ということで農村振興局の方は考えておられます。ここは私自身自戒も込めてですが、各局の縦割りにならないように、今度新しい地域の担い手というのは農水省全体で定義されているわけですから、大内さんのおっしゃったように、産地イコール特定の団体を念頭に置くのではなく、地域に賦存するいろいろな経営資源を使う、かつ、各局がバラバラではなく連携をとりながら効率よくやっていただきたいと思っております。

また、中村委員の消費者ニーズというのは何かというのは、このチームに投げかけられた宿題として受けとめたいと思っております。

また最後に総括的に振り返りますので、次の議題にいきたいと思っております。次は、食料自給率の目標の課題と検討方向でございますが、大澤食料安全保障課長から説明をお願いいたします。

大澤大臣官房食料安全保障課長 資料3でございます。チーム長のご懸念にこたえるべく、なるべく議論を促進したいと思っております。

資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。本日ご用意した資料は、前回6月24日に農林水産省が提出した資料に、自給率の課題として3点挙げてございます。それぞれについていくつか資料をお示しして、論点・問題の素材を明らかにした上で、解決の方向について私どもが考えておりますものを整理いたしまして、その方向でよろしいかどうか、また、つけ加えたりする点がないかどうかということをご審議いただきたいというのが趣旨です。

6月24日には3点出しております。生産・消費の双方の動向で数値が変動するので、目標としてどういう目標にすればいいのかクリアでないと。それから、カロリーベースでの表示を基本としているので、先ほどの小栗審議官のご説明の論点にもかかわることですが、畜産・野菜の貢献度が低く報告される。それから、農業生産の構成要素である農地・人・技術との関係が不明確であり、農業政策の目標として不十分と。これはある意味で坂井審議官のご説明の論点にもかかわることかと思っております。

それぞれについて検討するわけですが、2ページにございますように、検討の際にメルクマールは何かということの基本法に即して考えてみました。基本法の2条に食料の安定供給の確保という条文がございますが、これは4項ございます。1項から3項までが平時における食料安定供給の考え方、4項が不測時における考え方というふうに整理されております。

1項はということが理念として書いてあるかということで、1項と4項を比べてみますと、平時においては良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するというのが食料安定供給であると。不測時においては国民が最低限度必要とする食料について供給を確保すると、より量の確保に重点が置かれた考え方が4項では示されております。

特に平時における考え方の確保の手法として2項、3項があろうかと思っております。2項は国内の農業生産の増大を基本としながら、輸入、備蓄を適切に組み合わせる。それから、3項にありますのは、食品産業との車の両輪ということが書いてあるわけでございますが、それぞれ健全な発展を図ってほしいということ。その際に、高度化し、多様化する国民の需要に即した供給ということで、これは農業の発展、あるいは、需要に即した供給という観点が強調されているところでございます。

そこで、食料自給率を検討する視点ですが、3点あろうかと思っております。まず、1点目に、

平時における需要に即した農業生産を表す指標となっているかどうか。2点目に、ここでの関連で言えば、農業の健全な発展を表す指標となっているかどうか。3点目に、不測時における最低限の供給確保を表す指標となっているかどうか。この3点について検討したいと思っております。

まず、食料自給率の定義を見た上で論点を考えております。考え方は(1)にあるとおりでございます。定義といたしましては、国内消費仕向量のうち、国内生産量がどれだけあるのかという形で、食料自給率が定義されていまして、具体的には、分母の方は国内生産量 - 輸出 + 輸入、分子が国内生産量ということで、それぞれ吹き出しにありますようなところが変わってきますと、自給率が上がるあるいは下がる、逆ですと下がるという感じになっているところでございます。もちろん生産が増加すれば自給率はアップいたしますが、輸出が増加してもアップいたします。逆に輸入が減少すれば自給率もアップするというところでございます。

6月24日の資料にも出しましたが、4ページにありますように、自給率に関する認知度というのは、今の自給率が低いと思っている人が6割弱だったり、今の自給率についてやや関心があるということまで含めると8割ぐらゐを占めるということ、非常に認知度の高い指標になっていると認識しておりますが、他方、自給率自体どういうふうになるかという先ほどの定義との関連でございまして、魚の例を出しておりますけれども、魚自体は自給率が上がっておりますが、国内生産量は下がっている。要するに消費もそれよりも下がっているということで、自給率が結果的に上がっているということでございます。

そこで、5ページはとりあえずの定義を見ただけの論点と解決の方向でございまして、定義を見ただけで解決の方向がすべて出たわけではありませんが、論点としては2番がメインだと思いますが、食料自給率が上がる場合というときに、国内産の消費増に伴って生産も増加するという場合だけではなくて市場規模が縮小する。これは魚の例でございまして、それから、輸入が途絶するという形もあります。ということで、国民経済や国内農業の発展とならずに自給率が向上するという場合もありうるのではないかと考えております。

それから、問題点を4点指摘してございまして、あとの資料と同時に解決の方向を提示しようとしておりますけれども、不測時には食生活の状況も変化します。これは自給率は毎年、毎年と言えは通常、平常時の供給ベースで産出してございますので、不測時の供給の指標として十分と言えるのかどうか。あるいは、農業の健全な発展と、先ほど2条で見たところでございますけれども、これとの関係でもう少し細かく見ていかないと、農業の生産要素

との関係で細かく見ていかないと、どういうふうに政策を作っていけばいいのかよく分からないのではないかと論点があるかと思えます。とりあえず論点2の解決方向といたしまして、これはいろいろな場合があるということを十分情報提供して、理解を求めた上で自給率を使っていく必要があるのではないかと整理しております。

続いて、カロリーベースと生産額ベースの食料自給率を比較した図を示しております。6ページの表はよく使っている表でございますが、7ページにもう少し分析的な図をつけておりますので、そちらをご参考いただきたいと思います。両者の品目ごとの貢献度を比較しまして、5ポイント以上上のものを緑、下のものを赤で示しております。一目して明らかなおお、生産額ベースになりますと、米と砂糖が極めて低くなります。その他野菜、果実、魚、畜産は高くなっていくということでございます。野菜とか畜産の寄与度が低く、カロリーベースは低くなるということがこれで見てもお分かりのとおりでございます。

8ページはよく見る表でございますが、日本の自給率は非常に低いんだということですが、カロリーベースでしか国際比較というのは今までやっておりません。生産額ベースで国際比較ができない要因はデータの問題なのでございますが、右側に書いてあるとおりで、これは省略いたします。

それから、9ページ、生産額ベースの自給率というのは、ほかの農業生産要素のいろいろな指標と比べてどうかということを見たものでございますが、生産額ベースの自給率は価格の変動要因が非常に多く出ますので、簡単に言いますと、上がったたり下がったりします。カロリーベースに比べて上がる回数が非常に多くなっております。

そこで、論点を整理したものが10ページでございます。生産額ベースの自給率については、高付加価値農業を行っている農業のパフォーマンスが適切に反映されると。ただし、毎年の価格の変化によって変動しやすいということで、生産力を本当に示しているのか、数字自体が示しているのかどうかという問題は残ります。

それから、国際比較が行われてないところもあって、国民の認知度が必ずしも高いとは言えないということでございます。

それから、カロリーベースの自給率は、毎年の変化に着目しているのですが、不測時の食生活を前提とした指標にはなっておりません。今の基本計画でも別途試算は行われておりますけれども、カロリーベースの自給率自体はそういうことになっております。

解決の方向ということで、まだあまり整理されていない部分もありますが、カロリーベース、生産額ベース双方の自給率について、平時の指標としても不測時の指標としても、

それぞれ限界があるということ認識して、補完的にどういうことを作るか等々を含めて検討を進めていくべきではないかということでございます。少なくとも従来以上に生産額ベースの自給率についてももう少し重きを置くべきではないかと。そのためにも一定の前提を設けた上で、国際比較ができるかどうか検討してみようと思っております。

11ページですが、生産要素との関係を見るために、まず現行基本計画、これは現物はちょっと長くなりますので、体系がどういうふうになっているかというものを図で整理したものです。それぞれ取り組むべき課題、右から左に見ていただければと思いますけれども、基本計画の中にそれぞれ自給率を上げるために消費面、生産面でそれぞれ取り組むべき課題というのが品目横断的に書いてございます。

それを品目別にある程度落した上で、生産努力目標というのを作っておりますが、その生産努力目標という数字、現状と努力目標がございましてけれども、現状のままどういふうに推移していくかというのは示されていないわけです。あくまで諸課題の解決を前提とした数字が載っております。

まだ検討としては非常に基礎的な段階ですが、論点として今考えておりますのは、基本計画における生産努力目標というものは、技術面での課題というものは品目別に示されておりますけれども、特に農地・人に係る課題については目に見える形での整理はされていないのではないかと考えております。

特に、現状から自然体で推移した場合の将来の状況というのは示されていないわけですので、それからどれだけ努力すればどういふ生産努力目標になっていくのかということが必ずしも示されていないということでございます。

そこで、前回6月24日にもお示したように、もう少し農業の生産要素ごとに着目しようということと、現在の農地利用、農業従事者の状況、単収の状況からみて、自然体で将来の農業生産の姿はどうなっているだろうか、また、それを過去と比べてどうかということとを比べてみて、それを踏まえた上で関係者の取組・努力の目標をどういふうに置いたらいいかというのを明らかにしていくという方向で検討していったらどうかと思っております。

その際に、13ページに今利用可能なデータを示しておりますけれども、これをどうやって組み合わせたらいいかということと、今後、ここの議論で、この方向でよろしければ、学識経験者のご意見も借りながら検討を進めて参りたいと思っております。

以上です。

針原チーム長 ありがとうございます。

これは農業生産力に関する新しい指標づくりに取り組もうという決意表明と伺ったんですが、このチームにおきまして、カロリーベースの50%目標をやったときに、確か石黒審議官から「それは何か意味があるんですか」というご質問がありました。中村委員からも「どういうあってがあってこういう目標が到達できるのか」という厳しいご指摘があったんですが、そこから発生してここまできているわけですが、これにつきましてご指摘があれば。

中村先生、どうぞ。

中村委員 前にも多分同じようなことを申し上げたと思うんですけども、法律に規定してありますから、無視はできないと思いますが、私は、やっぱりカロリーベースにしても、生産額ベースにしても、自給率の数値目標みたいなものを、数値目標の方から入っていくというやり方はもうやめた方がいいのではないかと思うんですね。それは最近そう思い始めたのではなくて、私はかなり前からそういうふうに思っていて、そういう主張もしているんですが。

というのは、まずカロリーベースについては、私も前に申し上げたと思いますが、私の理解が間違っていなければ、ウルグアイラウンドの議論が沸騰しているときに、つまりウルグアイラウンド決着は93年ですけども、80年代の後半ぐらいから日本は非常に食料自給率が低い、これ以上の市場開放というのは耐えられない、難しいということを表すための根拠としてかなり使われたと認識しているものですから。

その割に、先ほどアンケート調査にございましたけれども、自給率は低いとか、あるいは、やや関心があるという数値は、この数値の高さというのは私はとても信頼できない、気持ちとしては。これは多分調査の時点が20年の、去年の食料品価格が値上がりしたり輸出規制が行われているとか、そういった情報が流れている中で恐らく調査された数値だろうと思うんですけども、一般的に、実態はまず関心も少ないし、低いということについて危機感がないですよね。

なぜ危機感がないかと言えば、食料自給率の低さというのは、食生活が貧困だということを表している数値では全くないということが根本的なところにあるんだろうと思うんですよ。ですから、そういうことを考えると、私はここで新しい考え方に挑戦しようというのは意味のあることだと思っておりまして、特に農地であるとか、あるいは、人であるとか技術であるとか、そういうことをもう少し、それこそ数値目標を作るんだったらそっち

を数値目標にして掲げていくのがいいのではないかと。

今、確かに生産努力目標というのは自給率を向上させるための一つの数値として書かれておりますけれども、それは分からないですよ、一般の人は。ほとんど分からなくて、40を45にするとか、場合によったら長期的に50にするとか、そういうところだけが頭に入っていて、そういう考え方は逆にする方がいいんじゃないかというふうに思っています。

針原チーム長 では、鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 今回考えられているような試算を通じてぜひ出していただきたいと思いますというのは、完全には難しいかもしれませんが、コストとベネフィットの関係を国民に示せるかということかなというふうに考えていまして、例えば40を50に上げるといったときに、なぜそれがいいのかといったことが説明できなければいけないわけですから。むしろ今の生産要素の状態がこのまま趨勢的に続けば、上がるわけではなくて、恐らく下がることは目に見えているわけですね。だから、それを上げるには生産要素の状態をこんなふうにしていかなければいけないと。そのためにはどれだけのコストをかけるのかということが出てきて、それだけのコストをかけてもやるだけの意味が説明できるかというところを合わせて示せば、なるほどこれは国民の負担をある程度かけてもこういう状態に持っていくべきだとか、そういうことが分かってもらえるというか、そんなふうな数値ができる限り出せばなということを考えました。

針原チーム長 迫田さん、どうぞ。

迫田財務省大臣官房総合政策課長 私もずっとカロリーベースの食料自給率には冷淡でありましたので、限界のある指標であるという前提で取り扱うべきものがある種の先入観を作るようなことになってしまっているのではないかという危惧をずっと持っていましたので、新しい数値に、新しいものにチャレンジをしていくというのは、非常に結構なのではないかというふうに思っていますけれども、逆にできた数字が一人歩きはしないのかというところはやっぱりあるんだろうと思うんですね。

まさにカロリーベースの食料自給率が限界のある数字であるはずにもかかわらず、それで非常に多くのことが語られるようになるというのは、ある種統計数字の出し方なり説明の仕方について回る非常に危ない部分だろうと思うんです。つまり、逆に数字を、こういうものを作りましたよという話の説明が相当きちっとされて、そういうものだという理解の上で取り扱われないと、もう一回同じようなことを別の統計数字を持ち出して繰り返すということになると、それは恐らく政策の本意でないということなんだろうと思うので、

今後検討されるときにはその辺はしっかり検討されることが必要だろうと思います。

それから、非常に素朴な疑問をずっと持っていて、食料自給率というものであっても、国際比較というのは何か意義があるのかというのは、個人的な思いがずっとありまして、どうみても絶対100は超えないんだと思うんです、日本の場合ですね。カロリーベースの食料自給率、100を超えている国もいっぱいあるんですとかいうふうに、8ページの図に並べてみたからといって、本当にどの程度意味があるのかなというふうに実はずっと思っていました。

40でも45でもいいんですけれども、それがどういう意味合いを持っていて、例えばさっきのお話にもありましたけれども、5上がるということがどういう意味があるのかというのであれば、諸外国はどうであれ、我が国にとっていうと40なりの意味合いが正確に理解できていて、それが45になるということの意味を説明できればそれで足りるのではないかとずっと思っていて、殊更に国際比較という話が本当に意味があるんだろうかというふうなことは、個人的にはずっと思っていたわけです。それは特にお答えいただく必要はないんですけれども、いずれにしても新しい数字へのチャレンジというのは非常に貴重だと思いますけれども、そういうものについて回る危ない部分という話を念頭に置いていただいた上で、検討をしていただくことが必要なのではないかなというふうに思っています。

針原チーム長 ほかにどうですか。石黒さん、どうですか、言い出しっぺとして。

石黒経済産業省商務情報政策局長 いやもう……。

針原チーム長 もういいですか。

今のご指摘は、これから検討するに当たっての留意点と言いますか、配慮して欲しいということが中心だと思いますが、特にお答えすることがあれば。

大澤大臣官房食料安全保障課長 ご指摘を踏まえて、いずれにしる今日の資料でも2ページがポイントでございまして、要するに食料の安定供給というのはいろいろな側面があって、その中でどんな指標を作っても同じだと思うんですけれども、現在の食料自給率の指標もある意味でどこに焦点をあてているのか、あるいは、どこがどれだけ限度があるのか、ちゃんと説明しないと分からない分野があるというのが、この資料を作っていく過程での一つの結論だと思いますので、新しい資料を作る際にも十分気をつけていかなければいけないと思っております。

それから、国際比較の点で、お答えの必要はないということだったんですけれども、いろいろな国際比較はあろうかと思えます。こういうふうに自給率、今カロリーベースで並

べるような比較、ある意味で単純な比較もあろうかと思えますし、それにはいろいろ限界があることもご指摘のとおりのもありますが、他方で現在いろいろな農業施策は、直接支払い一つをとっても、外国の施策の施策から考えを参考にしてくる面もありますので。

一方で、外国が例えばある政策を導入したときに、どれだけパフォーマンスがあるかというのを見ていくということも重要だと思えますので、これも一種の国際比較ということですので、数字自体を単純に比較するというよりも、外国は外国の中である政策を導入する前と後でどういうふうにパフォーマンスが変わったかというのを見るということも、それなりに意味があるのかなと思えますので、いろいろな国際比較の意味があるのかなと思っております、その辺も限界をよくみながら、あるいは説明を十分にしながら、検討していきたいと思っております。

針原チーム長 では、次は、こういう重要問題をこんな短時間でやっていいのかどうか非常に心が痛むところもございますが、農山漁村対策について、農村振興局も新しく部長になりました三浦部長から説明をお願いいたします。

三浦農村振興局農村政策部長 三浦でございます。よろしくをお願いいたします。

前回の説明で農業の生産の基盤となり、多面的機能を発揮する場となっている農山漁村の集落の機能が非常に低下していて、その集落機能の維持を図っていくために定住条件を整備していく、そして、地域資源を活用した収入の確保を図っていく、そういう観点から地域マネジメント法人というのを設立してはどうかという説明がなされたところでございます。それに関連して、これまでの沿革、それから、国が補正・支援していく必要性なり、国の役割と地方の役割の分担といったこと、そして、地域マネジメント法人というのはどういうものであるかというイメージ、そういったご指摘があったと承知しております。それに即して資料を整理したところでございます。

まず、資料の1ページ目でございますけれども、集落機能の再生に向けてということですが、沿革といったものの整理になっておりますけれども、一番上、ピンク色のところが社会・経済情勢でございます。高度経済成長期から右の方に時間が流れている形ですけれども、高度経済成長期、地方への工場立地の増加、都市での核家族化といったことが見られ、次第に企業の海外進出、家族の方では高齢化が進行するという中で、食生活の変化も見られたという状況でございます。平成に入りましてから、さらに国際競争が激化し、企業間の競争の激化や格差の深刻化といったことが見られるようになってきているというこ

とでございます。

一番下の緑のところを飛んでいただきまして、国の政策として、こういう状況の中で、最初、農工間の格差是正ということの対策を進めて国土の均衡ある発展を図っていったということでございますが、公共事業の削減といった兼業機会の減少につながるような状況も見られまして、最近では平成の市町村合併とか地方分権の進展ということが挙げられるという状況でございます。

こうした中で、真ん中の青のところでございますけれども、農山漁村における住民生活がどう影響を受けてきて、変わってきているかということでございますが、若年層の流出、それから、担い手が中高年齢層になっている、農山漁村においては、高度経済成長期は兼業機会は増加したわけでございますけれども、その後、企業立地の減少ですとか、地場産業の衰退といった状況が見られ、一方で地域農業や林業、漁業の衰退、高齢化、人口減少というのが深刻化するというような状況になっております。

こうした中で、真ん中の点線で困ってありますように、経済の不況が続く中で人材の不足、集落機能の低下、資源管理活動の低下、所得の減少、公共サービスの低下といったことが課題となってきたということでございます。これを右側に矢印でつないで、国際競争力の強化ですとか、行財政効率化といった成果が見られる一方で、地方の力、自らの努力のみでは克服できないような歪みが生じているということから、国が補正・支援する必要性があるのではないかという形でまとめております。

次のページでございますけれども、その集落機能再生に向けて、国と地方の役割はどうかということでございますが、左側の国の役割ですけれども、政策の基本方向を提示し、あるいは、企業とかNPOといった主体が参画しやすくするような橋渡しをしていく、さらに、市場での経済活動が円滑にいくような土台づくりを行っていく、それから、地方では担いきれないリスク・負担への対応といったことが国の役割ではないかということ。

一方で、右側の地方の役割ですけれども、こういった国の役割を受けて、地域の特性や実情を踏まえて自立的・持続的な展開に努力していくということ、そして、地域自らが創意と責任を持ってさまざまな諸課題の解決に当たっていくということという形で整理をしております。

その国の役割の下のところに農林水産省の果たす役割ということがございますけれども、食料・農業・農村基本法に「農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていること」と

書かれておりますが、そういったことから農山漁村の定住条件の整備は農政の重要課題として行うことが必要だろうと考えております。

こういったことによりまして、多面的機能の発揮など国民全体に裨益する効果が得られると考えております。

そして、農林水産省は、農業の面で集落機能を活用した施策をさまざまに展開してきておりますので、そういった観点からも集落機能再生のための施策を講じていくことが適当だろうと考えているところでございます。

次の3ページ目でございます。地域マネジメント法人、前回は説明した仕組みですが、それについての役割の分担ということでございます。農林水産省だけでは全部をカバーするというわけにはいかないわけございまして、下に各省連携と書いてございますけれども、各省のそれぞれの分野の施策と連携して取り組んでいく必要があるということでございますが、農林水産省はその中で法人の立ち上げ、活動、そういったことへの支援、農林漁業、都市農村交流、地域資源の活用、さまざまですけれども、そういったことについて法制度も視野に入れて検討しているということでございます。

それから、役割分担でございますけれども、地方自治体では、地方自治体の判断に基づきまして、ここに掲げる人材、財政等々の支援を、それから、地域住民は法人の構成員として参画したり、あるいは、活動の主体、お金の面での支援といったことが期待されるところでございます。

4ページ目でございますけれども、地域マネジメント法人の支援のイメージでございます。矢印でつながっておりますけれども、まず一番上の地域住民・自治体・NPO・団体・企業といったところがよく相談をして、合意を形成して、地域マネジメント法人の設立に入っていくということでございます。

事業としては、そこにありますような生活支援サービス、環境保全活動、地域活性化事業といったことが想定されているところでございます。それぞれの流れに応じて法人の立ち上げなり、活動の円滑化、それから、各省連携による支援、自治体による支援等々、支援を行っていくことによってこういった法人が立ち上がり、円滑に活動できるようにしていくということが必要ではないかという考え方でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

針原チーム長 これは実は迫田さんのご指摘に基づいてこの資料ができていたんですが、満足していただけるかどうかというのはこれからの議論になるのかもしれませんが、何か

あれば。

迫田財務省大臣官房総合政策課長 前回私が絡んで相当失礼なことを申し上げたような気がしますけれども、その挙げ句に資料が出てきて大変薄い、よくできた資料だと思います。正直申し上げて、「なるほどよく分かりました」とは思えません。要は、3ページあるいは4ページあたりのところが、実際にどういうふうな支援の仕組みなり、役割分担ということになるのかという話が具体化してこない、なかなか議論ができないんだろうと思うんです。

例えば各省連携と書いてありますけれども、連携とは何を言っているのか、どういう具体的なファンクションを複数の役所に担ってもらえるのかというあたりが見えてないと、「介護・医療（厚生労働省）」と書いてありますけれども、地域マネジメント法人というのは会社でもあるんだという話で、その会社みたいなものが医療をやるんだというふうな話になってくるわけですね。

恐らくそうじゃないイメージで4ページは語られているんだろうと思いますけれども、そうするともう少し具体的な部分という話が出てないと、本当にこれがうまくいくんですかというところの議論にならないんだろうと思うんです。あるいは、地方自治体とあっさり書いてありますけれども、県も市町村もそれぞれあるわけで、では地方自治体にこういう役割をといても、県と市町村との役割分担はどうするんですかという議論も当然出てくるんだろうと思うんですね。

ですから、これ以上この資料を基に議論してもなかなか生産的な議論にならないと思いますけれども、私が申し上げたかったことは、法律にこう書いてあるから農林水産省がこういう政策をやってもいいかどうかと、そういう話ではなくて、どういうふうなことをねらっているんだったら、どういう政策の具体論になっていって、そのときに農水省のかみ方というのがこういうことになるのかどうかという、そこを相当具体的な部分で議論をしないと、やっていいか悪いかではなくて、効果的な施策に本当にこれになるんですかというところが、実はキーポイントだろうと思っているから、前回からずっと絡み続けているわけです。

先週ご説明のあったいくつかの例というのは、農水省が何かしたから立ち上がったわけではなくて、恐らく自発的にいろいろ出てきているんでしょうし、もちろん既存の補助制度などを使っているところもあると思いますけれども、それは殊更に改めて何かを用意したからできているわけでもないんだろうと思うんですね。非常に気になるのは、上から目線

的な、補助金でこういうことはやればいいんだというふうな発想からスタートするとしばしば間違ふ、我々の非常によくない部分ということにまたなっていくということを非常に危惧しているわけです。

そこに趣旨があるわけでごさいます。もうこれ以上言いませんけれども、といっても散々言い尽くしちゃいましたけれども、3ページ、4ページあたりがもう少し具体的な話になっていって、議論させていただくともっと建設的なことになるのではないかというふうに思います。

針原チーム長 鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 私の方からは、前にご質問をした点は十分に回答をいただいているのかどうかよく分からないんですが、もう一度端的に申し上げますと、今ある中山間地域等直接支払いとか、農地・水・環境保全向上対策については、現場としてはそれなりに評価をしていて、これをもっと使いやすくして拡充して欲しいという声はかなり強いのではないかと、いうふうに思いますけれども、これについては、それはそれとして別途拡充するということなのか、それが難しいから地域マネジメント法人というものを打ち出しておられるのか。

そのあたりを答えられる範囲で教えていただきたいのと、例えば多面的機能に対する支払いという場合に、例えば環境保全活動とか集落機能とかという言葉が、何かみんなであればそこにお金を出しますみたいなイメージのものが多くて。それは農地・水もそうかと思うんですけれども、もっと個人で勝手にやっている人もたくさんいるわけで、それで取り組んでいる非常に優秀な個人がたくさんいて、その人たちが活動することで結果的に集落というものができてくる、全体の環境がよくなるということもありうるわけですので、何か集団活動を前提にしてお金を出すという発想がやや多すぎるような懸念を持っておりまして、そこは今回できる限り工夫していただくとうれしいのではないかなというのを感じております。

針原チーム長 関さん、どうぞ。

関総務省大臣官房企画課長 今、鈴木先生もおっしゃった農地・水・環境保全向上対策がありましたね。非常にいい趣旨だと思って我々も協力させてもらって、いろいろな措置もし、そのときのうたい文句がNPOを使うとか、地域でいろいろな人を巻き込んでやろうじゃないかと、今までのやり方と変えようじゃないかと言ったんですが。今はいいんでしょうけれども、旗を振った直後、使い勝手が悪いとか要件が厳しいということで、普通、予算が計上されたら大体満杯なんですけれども、最初手を挙げてきたところが満杯になら

なかったと思うんですね。

それをいろいろ考えてみると、さっきは上から目線ということで迫田さんはおっしゃっていましたが、結局、現場というのは一つなんですね、その地域なんです。だから、いろいろなことが降ってくるわけですね、いろいろなところから。国から降ってきたり、県から降ってきたり、市町村から降ってきたりします。現場で彼らがそれをどうしようかということを考える場というのは1つしかなくて、全部やっていたらきりがなくて、それを彼らに選択させて考えさせるというような仕組みを作らないと。こういうNPOも含めた対応というのはなかなか難しい面があるんだろうと思うんです。なかなかすぐには動かないという面があると思うので。

こういうマネジメントをつけた何とか法人というの、我々のこの場では格好良く聞こえますが、非常に人口が激減していて、この地域どうしていこうかという地域の人が聞いたときに、「何ですか、それは」と言われたら、それはもうその地域にとってみれば全然使えない政策になってしまう。その地域というのは、場合によっては高齢化率が半分を超えている地域というの、たくさんありますから、できるだけお年寄りの方がぱっと見て分かるような全体像、その中におけるこの仕組みの位置付けというものをしっかり、平たく分かっていたらいいようなものを並行して作っていただかないと。

せっかく講じるのであれば、地域で使ってもらって、地域がよくなったと言ってもらわなければいけないわけですから、ぜひそういう現場の目線を大切にして組み立てていただく。それとイメージをもっと、先ほど分かりやすくという話がありましたが、まさにそのとおりだと思います。いろいろなお年寄りとかいろいろな若者が見たときに分かるようなものにしていただけるとありがたいなと思います。

針原チーム長 多分この問題については、迫田さんがおっしゃったように、3ページ、4ページ、ここは「法制度」と書いてあったり、「取組に対する支援」と書いてあったり、これのイメージと言いますか、もう少し具体的にならないと、なぜ国が支援するのか、なぜ農水省の役割なのか、中山間支払いなり、農地・水・環境とどのような関係があって、そっちの方はどのような対応を行うのか、それとのバランスはとれているのか、関さんのおっしゃった全体の施策の中で、地域から見てどのように受けとめられて、位置付けはどうなるのかということがもう議論ができない状態だろうと、今ご指摘を聞きながら私は思っております。

これは概算要求の中身も関係するんですが、早急にそれを詰めていただかないと、ここ

のチームの報告書の書き方自体にも影響を及ぼす項目だろうと思いますので、「厳しい指摘は温かい指摘」という言葉もございますので、多分こういうものが必要だということを感じておられるんだと思いますので、その温かい指摘にこたえられるように、ぜひ具体化をした上で改めこの場で議論できればと思っております。ですから、今日はここでのご答弁は、特に必要ならばあれですけれども、求めなくてもいいのではないかと聞いておりましたけれども、何か特にあれば。

三浦農村振興局農村政策部長 いえ、今、チーム長にまとめていただきましたので、そういう方向で早急に検討を進めたいと思います。

針原チーム長 では、ぜひその方向でお願いいたします。

その次でございますが、米政策等に関するアンケート調査の結果につきまして、総合食料局も新しく部長になられた荒川食糧部長から説明をお願いいたします。

荒川総合食料局食糧部長 荒川でございます。よろしくお願い申し上げます。

今日はお時間がない中、私どものアンケート調査結果の報告をさせていただく時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

このアンケートでございますが、2枚おめくりいただいて、1ページのところをご覧くださいますと、5月25日から6月19日までやらせていただいております。農業者向け、消費者向けということになっておりまして、消費者向けのインターネット委託調査を除きまして、郵送でやらせていただいているところでございます。

回答数でございますが、農業者の方から8,000名強、消費者の方々からは3,500名強のご回答をいただいております。私ども米政策分野についてこのような形でアンケート調査をさせていただいた初めての事例ということでございますので、先ほど来アンケート調査についてのいろいろな限界ですとか、そういうものはもちろん十分私どもも認識した上で、まずは今回この調査についての内容をこれからも検証していきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思います。これは農業者向けの最初の問いでございます。現状維持、このままでいいとおっしゃっている方は25.4%。一方で、生産調整はやめた方がいい、廃止が13%。その真ん中に何らかの形で見直しを行うべきだというご意見がございまして、強化の方向でという方、緩和すべき方向で見直すべきという方、両方合わせて60%弱が何らかの見直しを行うべきだというご回答になってございます。

これを作付面積規模別に分類してみましたのが5ページでございます。上から下に向けてより大規模な農家の方々ということになってございまして、要するに現状どおり、あるいは、強化すべき方向で見直すべきだという方々の割合が、規模が大きくなるにつれて増えてきているということかなと思っております。それだけ規模が大きくなりますれば米生産に依存する割合が高くなるわけございまして、このような結果は妥当なものなのかと思っております。

それから、1枚おめくりいただいて、下の段、7ページでございます。これは地域別に見たものでございまして、北海道、東北、北陸、上の3つ、それから、一番下の九州、沖縄、比較的稲作に依存するウエートが高いと思われる地区の方々におかれては、現状維持と強化が5割を超えているといったような状況が見てとれるわけでございます。先ほど申しましたが、米の依存度が高い階層なり地域におかれては、やはり生産調整によって価格を維持・安定させたいという意向が反映されているのではないかと考えているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、下の段、9ページでございます。これは先ほどのアンケートで「何らかの見直しを行うべきである」とお答えいただいた方々に対しまして、その下の棒グラフの左のところに、小さい字で恐縮でございますが、どういう点に着目して見直すべきなのかと、見直しに当たってのポイントはどこかということで、選択肢を用意しまして選んでいただくという形でアンケートをとらせていただきました。4つ目の転作助成金の内容というお答えが44%、それから、その下の米価が下落したときの経営対策の内容が51%、こういうところについて見直すに当たってのポイントがあるのではないかとこのお答えをいただいたところでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、10ページ。これは当然財源は税金を活用していただいているわけでございますので、税金の使い方として最も重視すべき施策は何かという問いでございます。真ん中に括弧でございます経営安定対策ということにつきまして、これがやはり重要であるという方が58%、それから、転作に対する助成金ということが23%ということになってございます。

それから、ちょっと飛ばしていただきまして、16ページでございます。今回のアンケートの最後の問いで、生産調整を「現在のまま続ける」、「見直す」、あるいは、「やめる」という、それぞれ選択をしていただいたわけでございますけれども、それぞれの選択の結果として、「10年後の水田農業はどうなっていると思いますか」という、なかなか難しいご

質問をさせていただいたわけでございますけれども、どういふご回答をいただいた方からも、要は分からないというご回答をいただいたところでございます。後で、消費者のところでも冒頭出て参りますけれども、生産調整に限らず、農政全体についてのいろいろな課題というものが指摘をされている中で、生産調整をどうしたから10年後にこうなるんだ、ああなるんだということは一概には言いがたいのかなというご回答かと存じております。

それから、都道府県・市町村につきまして、推進をされておられるというご苦労がございまして、そういう面で農業生産者の方、消費者の方との違いが出て参りますが、基本的には同じような回答であったということで、またご覧いただければと思います。

24ページ以降が消費者からのご回答でございます。25ページをご覧いただきたいと思えます。まず、先ほどちょっと申しましたが、今、農業の現状について簡単にここでご説明をさせていただいた上で、「我が国の農業・農村の状況についてどのように感じておられますか」というご質問でございます。非常に厳しい結果でございますけれども、「問題であり、政策の見直しが必要がある」という回答、それから、「どちらかという問題であり見直しが必要である」という回答、合わせて90%を超える方々から、改革が必要があるのではないかとご指摘をいただいているところでございます。

問2以降は米に絡めたご質問でございます。26ページは、消費者の方々に「お米の消費量はどうか」というご質問をしたところでございます。『変わらない』という方が圧倒的だということで、少し私どもとしては安心をしたかなということでございます。

それから、28ページでございます。ここから米の生産調整についてのご質問でございます。消費者の方々、特にネットで今回やられた方々につきましては、生産調整とは何だかというところについてのご理解もなかなか難しいかと思ひまして、できるだけ分かりやすくご説明した上で、「生産調整は必要ですか」というご質問をさせていただいたところでございます。「生産調整は今後とも必要である」という方々が33%弱、それから、「麦・大豆など自給率向上対策は別途やった上で、生産調整はやめるべきである」という方が35%、それから、「何もやる必要はない、やめるべきだ」という方が4.4%ということでございます。背景説明だけでどこまでご理解いただけたかということについては、もちろんいろいろ議論はあろうかと思ひますけれども、それなりに多くの消費者の方々が水田を有効に活用していくと、自給率向上に向けた努力が必要だというご理解をいただけたのではないかとごうふうに考えているところでございます。

それから、32ページでございます。「米農家、水田農業への支援について、どういふや

り方がいいと思いますか」ということでございまして、国からの補助金など税金で何らかの支援をやっていくべきではないかという回答より、消費者負担でという回答が多くなっております。これも先ほど中村先生のお話にもございましたが、実際消費者がスーパーなりに行ってものを選択するとき、本当にこういう行動をとっていただけるのかどうかということと、ネット調査でクリックをするときの意識というのは違うのかもしれないけれども、私どもそれなりに消費者の方々の温かいお心が読み取れるのかもしれないなと思っていますところでございます。

そのほか、消費者団体、農業者団体等からもアンケートをいただいておりますが、時間の関係で省略したいと思います。

冒頭申し上げましたが、今回初めての試みでございますので、これも参考にしながらよく中で検証して議論して参りたいと思っておりますけれども、農業者の方におかれては、現在の生産調整の不公平感といったものを前提に何らかの見直しが必要ではないかと、その際には経営安定対策なり転作助成金というものが見直しの際のポイントになるのではないかと、というご意見ではないかなと。一方、消費者についても、すべて自由で勝手にどうぞということではなくて、それなりに水田農業なりをどうしていくのか、自給率向上をどうしていくのかというお気持ちがあるのではないかと、というふうに受けとめたいと思っております。これからこのアンケート調査の結果も踏まえまして、中でよくいろいろ議論をして検証して参りたいと思っております。

以上でございます。

針原チーム長 ありがとうございます。

ご意見を伺いたいと思っております。梅溪さん、どうぞ。

梅溪内閣府大臣官房審議官 3つほど質問です。この資料の2ページの左下のところに水稻作付規模別の図があります。この図から見ますと、アンケートに回答された農業者の方というのは、19年度の実績と比較するとやや規模の大きい方の回答割合が、現実よりも多いという実態だと思っております。そういう事実を踏まえると、このアンケートの結果を読むときに何か注意すべきことがあるのかどうかというのが1点目です。

2点目は、4ページの図ですけれども、実際に生産調整を続けるかやめるかという質問で、規模別・地域別とかにさらにブレイクダウンした分析がそのあと続いていますけれども、年齢別は分析しているものがありません。年齢別をやればどういう情報が出てくるのかということなど、さらに引き続いて分析されるのかをお伺いしたいと思います。

最後に、15ページで、「生産調整をやめるべき」と回答する方の理由が書いてあります。ここで理由の2つ目、3つ目で、例えば2つ目は「販売数量を拡大し、生産コストを下げれば、所得を確保できるから」、あるいは、その次は「不公平感が解消できないから」という理由が挙がっています。こういう回答はどういう方がこういうふうに回答しているのか、言い換えますと、ここで得られたアンケートの結果が、どういう経済的なインセンティブがあるとか、どういう属性の方がこういう回答をするのかについて、丁寧に分析していく手法は、確立しているものがあると思います。

個票分析のような形で、こういう回答をするのは、こういう条件の方がこういう状況のときにこういうふうにしていくとかについて、丁寧に分析されれば、今この調査では、生産調整のあり方については、ほぼ意見が半分に分かれているという結果なんですけど、さらなる政策的な情報が得られるのではないかという気がしております。したがって、そういうこともあって、さらに分析を深めていただければありがたいなと思っているところです。

針原チーム長 鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 1つは、規模が大きい方の方が生産調整に対して評価が高いという点の理由で、米のウエートが大きいということをおっしゃいましたが、この点、もう一方の見方としては、よく現場の大規模な経営の方々と言うのは米はほとんど所得を生んでいないと。要するに、これだけ米価が下がると米の部分はもう所得を生まない。大規模の方はかなりの割合で転作をやっておられますので、そこに対して支払われる金額が非常に大きいものですから、麦とか大豆の収入で我々は生きているんだということをおっしゃる方も結構いらっしゃいますので、そういうふうな要素もあるのかなと

それから、地域的に見ましても、米のシェアが大きい地帯は生産調整に評価が高いかどうか、やや疑問なのは、東北や北陸の各県にお邪魔しますと、かなりの農家の方はもっと主食のお米を作りたいと。つまり、ここはいい米ができるわけだから、適地適作でうまく地域で一番適したものが作れるようになった方がいいと、そういう声もたくさん聞きますので、結果的に東北、北陸は評価が高いような結果が出ていますので、ちょっと実感と違うかなと思うんですが、米のウエートが高いから必ずしも生産調整への評価が高いというのは、そうではないような場合もあるのではないかなというのを思います。

針原チーム長 中村先生。

中村委員 ごく簡単に1点だけ。消費者に対するアンケートで、28ページですかね、問

4の大変丁寧なご説明がずっと書いてありまして、ここに書いてある中には、米の生産者の間の不公平感の問題であるとか、あるいは、歴史的に長い食糧制度などの規制のために、米の生産者が自主性というか、そういった気持ちを次第に失ってきてしまって、私はそれが生産調整の非常に大きな弊害だと思っているんですけれども、そういうところが読み取れませんよね。

ですから、こういう非常に丁寧なご説明をまず大前提として掲示されると、そのあとの消費者の方々の回答はかなり生産者の人の回答と似てきてしまっているということは、正確な数字をそこで読み取るということは果してできるのかどうかということについて、ちょっと疑問に思いました。

針原チーム長 そのほかはどうでございますか。

これはアンケートの読み方の問題で、先ほど食糧部長がおっしゃったように分析中だということでございますので、今こうだということがもしもあればお答えいただきたいんですけれども、これからの分析の参考にさせていただくというご指摘でいいのか、それとも、これはぜひ答えて欲しいというものがあればご指摘いただきたいと思うんですが。

荒川総合食料局食糧部長 年齢別とか、先ほどお話ございました、こういうのを読み解く技術が今いろいろあるということでございますので、私ども何分そういう面では素人でございますので、よく勉強させていただきたいと思っております。

それから、鈴木先生がおっしゃったように、米のウエートが高いというところは、生産調整というのは、裏表でございますので、転作助成金でという、生産調整を表からはいいと思っているわけではないけれども、裏の作物への助成金等を考えれば、今の生産調整を続けていくべきだというお考えの方もいらっしゃるかと、そういう面もそうだろうと思っております。いずれにしましても、よく検証させていただいて、またやらせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

針原チーム長 いずれこのチームで米についても議論を行うわけですが、その際には今のご指摘を踏まえたアンケート調査のさらなる分析についてお示しいただければと思えます。

ここでもう予定の時間が5分過ぎておりますが、あと1つの議題におつき合ひいただきたいと思えます。最後の議題は、これまでの議論の成果ということで、資料6-1と6-2というのをお配りしているわけですが、できるだけ短時間で済ませたいと思えますが、このチームの今後の議論の進め方につきまして、併せてご指摘をいただきたいと思えます。

資料6 - 1は4月に農政改革関係閣僚会合で決定した検討方向でございます。これが再開後の私どものチームに与えられた検討課題、閣僚からのインストラクションであるということ、そういう理解をすることができると思います。右の方に、農水省から過去2回にわたって提出された資料をベースに、農水省の回答が示されております。ここには、今日の回答というのを書いておりませんが、今日の回答につきましては、再開後の1回目に包括的な回答をいただいた際に一応示されておりますので、それが載せてあります。それから、今日行われた、あるいは、前回行われたようなご指摘については載せてありません。そういうものとして、これは今のところのあくまでも農水省資料としての整理でございます。

右と左を合わせて文章にしたらどうなるかというトライアルをしたのが6 - 2でございます。これは最終の取りまとめというか、中間取りまとめの一定のイメージが形成されるのではないかと思います。当然、基本的考え方、これは閣僚が決定されたものでございますので、よほどの自動変更がなければ、それはそのまま生きるんだらうと。各論的なものにつきましては、それに肉付けをして、例えば項目だけのところは、農水省が定義された検討内容をそこに書き、そこに私どものチームの意見を付言することで、一応中間取りまとめの体裁は整うわけでございます。

そこで、まだ議論が残っておりますのが、例えば横長の表の3ページの下の「国民に信頼される農政の推進」というところの「個別政策の内容を徹底して検証し、見直すことはもとより」という施策の検証、それから、予算の統合・簡素化、政策の重点化、こういうものについて、当然新しい対策を生み出すためには必要になるわけですが、現在、予算が編成過程にあると思うんですけれども、どの項目について、どのような統合、重点化をやっているのかというのはまだ示されていないわけでございます。

それから、特に一番欠落しているのがお米でございますが、担い手問題、農地問題は、今日のプレゼンテーションである程度は示され、ある程度議論できております。まだ議論は尽きておりませんし、まだ課題がたくさんあるということも今日の議論で分かったわけですが、それについては引き続き検討するとして、一応のものは示されております。ただ、13ページ、14ページにかけての生産・流通に関する施策のあり方、(1) 農水省の生産・流通施策について、「需要を起点としたものになっているかどうか点検し、必要な見直しを行う」、これについてはどのような点検が行われ、どのような見直しを行うかということはまだ提示されておられません。

それから、作物別の特性に応じた施策の構築、特にここは諮問会議からのメッセージで、戦略的穀物政策の総合化という課題はまだ提示されていないわけでございます。

次に、米の生産調整の問題は、アンケート調査についての紹介があったところでとまっております。戦略的穀物政策の総合化につきましても、生産調整の問題と非常に深い関係がある麦・大豆振興戦略ということからすれば、非常に深いと言いますか、密接不可分な関係にあるところだと思えます。

それから、今日鈴木先生がおっしゃってありました経営安定対策についての今後の対応方向、これはまさに生産調整のメリット措置としての米価下落対策としての性格を有するわけですから、これもまさに生産調整施策の一環としてこれから議論を行わなければいけないところだろうと思えます。

そのほかの項目につきましては、閣僚からの指示、インストラクションに基づく一定の施策の提示が行われており、これを委員の方は持って帰って、後で必要があれば文章でご指摘いただき、それをベースに今後の議論にしていくということができるかと思えます。

私の方からは、現在のこのチームの検討の現状ですね、ここまできたけれども、こういうところがまだ足りないという、私なりの整理は今のようしております。一般的に言えば、米周りのところ以外は大体提示が行われ、一度このチームで、不完全な形ですが、議論が行われる。ここでのご指摘を踏まえながら、一定の概算要求のところまでは、農水省の中においてこぎつけることができるところまでは、おぼろげながらもきているだろうと思えます。

私どもは夏をめどに閣僚から中間取りまとめをやるように指示を受けているんですが、チームの自己設定として、概算要求があるので8月にはトライをしましょうということで進めてきておりますが、概算要求の指針、これ以外についてはある程度こぎつけるようなところ、例えば地域マネジメント法人について、これから猛烈な作業をしないと概算要求できないのではないかというのも今日明らかになったわけでございますが、それも含めてそういうところまではきているかと思えます。

そこで、今後のチームの予定に係るわけですが、国会の情勢はご存じのとおり的情勢でございます。来週になってこのチームが完全に公開されている、しかも、農水省に置かれたチームではなく、麻生総理の指名に基づいて官邸に置かれたチームの性格があるわけですが、政権として今までの政策の成果を国民に問いたいというときに、その政策自体を事務方が、「官僚が」という言い方ですけども、勝手に議論していいのかどうかと、

そういう僭越なことをやっていいのかどうかとか、それから、議論の推移によっては誤ったイメージと言いますか、誤解を与えるようなイメージを与えるということもあるので、それなりの農政改革担当大臣のご指示を得ないとそれはどうとも言えないんですが、そこは事務方としては慎重な判断を行わざるを得ないという部分もあるかと存じます。

それも含めて、今後のチームの日程につきましては、過去3回の議論を踏まえて、農水省で検討を進めておいていただきながら、私どもの議論を十分踏まえて概算要求すべきものは概算要求すると。ただ、議論はまだ尽きておりませんので、国会情勢を総合的に判断しながら、大臣、閣僚の指示を待って次回の会合の開催を決めてはどうかというふうに考える次第でございます。

国会情勢が変化するまで、とにかく今日はできる限りのことをやるつもりで私来ましたが、時間がオーバーしてしまいましたけれども、一応予定されたところまでは今到達したということが言えるかと思えます。今後のこのチームの運営につきましては、こういう方向でいいのかどうか、ご意見があればぜひお願いしたいと思います。

中村先生。

中村委員 ちょっと確認をしたい。分かりやすく言えば、衆議院の解散の間はこの特命チームの会合は開催しないというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

針原チーム長 最終的には閣僚の指示でございますが、私が今申しましたように、事務方として勝手に検討を進めることが僭越ではないか、あるいは、誤ったメッセージを与えるおそれがあるのではないかとということを踏まえて、石破大臣も判断されるものと考えております。

中村委員 もう一つ、私、前回に諸般の情勢を考えて9月に中間取りまとめが延びるのではないかとすることも選択肢の一つとして考えられるというようなことを申し上げたんですけれども、8月の中間取りまとめは今のお話でちょっと無理だということになると、9月に、国会の状況にもよりますけれども、選挙の結果にもよりますけれども、中間取りまとめをするには相当忙しい日程になるのではないかという気がしますが、それは大丈夫ですかね。

針原チーム長 9月の状況がどうであるかというのは予測できないわけですが、少なくとも、先ほど私が言ったことを前提にすれば、8月というのは困難になったと言わざるを得ないと思います。もともと閣僚のインストラクションは夏ごろをめぐりに中間取りまとめということで、8月という時期はチームとして概算要求も意識しながら自主的に設定して

やったわけですが、その8月が困難になったということでございます。

ただ、先ほど申しましたように、農政予算としての22年度概算要求の内容には、ある程度の方向性は、まだ不完全な形ですが、与えることができたものもあるかと存じます。また、閣僚のインストラクションのうち夏をめぐるといふ部分については、相当努力をしなければいけないかと思いますが、その努力はしていく必要があると思っておりますので、ぜひチームの皆様にはご協力をお願いしたいと思っております。

そのほかになれば、申しわけございません、不手際で20分オーバーしてしまいましたが、今申し上げましたとおり、次回の本特命チームの日程につきましては、諸情勢を勘案しながら、農政改革担当大臣のご判断をいただいた上で、改めてご連絡申し上げたいと存じます。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後7時19分閉会